

会 議 録

会議の名称	第27回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年11月26日（木）19:00～21:00
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階小ホール
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、奥田委員、梶谷委員、金田委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、横田委員） 市職員委員（中尾委員、山中委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 11名
議題	第3次条例案について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・ 本日の欠席者について
- ・ 本日の配布資料について

2．議題

「条文素案」の議論

会 長 こんばんは。お手元にございますようにようやく全体が半ば完成しました。今日はこれをご覧いただいた上で微調節という程度になるのかなぁと思いますが、とりあえずですね、ここまで長きにわたっ

てお付き合いくださった皆様方に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。それでは早速入っていきたいと思いますが、前回の議事録の確認をお願いしたいんですが、これにつきまして何か修正とかですね、ございますでしょうか？ 特段よろしいですか？

委 員 前々から感じていたんですけど、「あ～」とか「え～」とか、接続語とか、そういうのが多くてどうも読みにくいんで、その辺は文意を変えるのはもちろんあれですけど、もう少しこう理解しやすい文の議事録というのはいませんか？

会 長 それは2つどちらを採るかですね。いわゆる要約筆記と言いますか、そういうやり方でやるのと、逐次再現というのかな、一字一句変わらず再現するというのと、どちらかだと思っんですね。で、逐次再現するのは、もうホンマ言うたとおりになりますわね。この会議録はそっちの方を採ってるんですかね？

事務局 そうです。

委 員 そういう申し合わせでもあったのかな？ どうだったかな、ちょっと確認してなかった。

事務局 ありました。

副会長 あったあった。

事務局 途中から詳しく書いてほしいというのがありました。

委 員 まあ、やむを得ませんねえ。

会 長 よろしいですか？ 確認された方法に沿った会議録になっていますということです。他はよろしいでしょうか？

委 員 これはちょっと議事録と直接、関係してないんですけど、前の提案した議会の傍聴を企画していただけないかなと、2,3回前ぐらいに言ってきたんですけど、その公式の返事がいまだに出されてないと思

うんですけど。まあ 12 月議会も目の前ですんでね。ちょっと最後のチャンスになるんじゃないかなと。といいますのは、やっぱり、私、足の手術で休んでいる以外はずっと議会を見てきてるんで、メンバーの中の一部の方もいますけど、99 % 近い人が、90 % 近い人があまり議会の傍聴を、特に委員会をされていないんじゃないかなあと思っておるんですけどね。

会 長 ええっと、あの話はこのメンバーさんに議会の傍聴に行きませんかという、そういう斡旋をして一緒にグループで行きましょうというようなことやったんですよね。それどうします？

事務局 実際に、お声掛けはしておりません。それで実際にあの、ご存じのように座れる人数がかなり少ないという物理的な部分もございまして、全員で参加というのはなかなか、本会議くらいしかできないのかなというふうに思います。ですので有志の方で来られましたら、勿論それはあの、職員が外に出てでも座っていただくようにはしますので、それは有志の方でまとめていただいたら、それは全然、やぶさかではございません。

委 員 事務局としてそれを考えていただくのは。

事務局 あれってその、こちらから、その日を決めるというのはどうなのかなという、やっぱり前向きな意思があつての話なのかなと思いますけど。

委 員 あの、まっ原案ができて議会に当然かかるわけですよ。その時にね、我々出したものが、やはりどういう審理のされ方をされるのか、ずっと傍聴してる人はある程度、予測はつくかと思うんですけども、そうでない方はだいぶ印象が違ふと思います。多分、相当厳しい審理になると思うんで、ことも考えられますよね。

事務局 あの、今の段階でいつ議会に上げるのかというのは、はっきりとは言えないんですけども、あの勿論その議会に提案するその日が決まりましたら、それは全員の方々に案内なりさしていただくのは考えております。

委員 その時になってからしか考えないということですね。

事務局 それよりも今の段階でいつ議会にのるか分からない。

委員 いや、私が言ってるのは議会の委員会がどういう風な審議のやり方をしてるのかということを知っておくというのは我々委員としても決してマイナスにはならない。

会長 分かりました、言うてる意味。その場合はね、別にこの自治基本条例原案を審議する委員会でも良いとおっしゃってるわけでしょう？

委員 そうです。

会長 ですからそれは、ここにおられる委員さん一人一人が傍聴の申し出をされるとというのが本当の筋やと思います。で、行政事務局の方から「うちの委員が傍聴に行きますので」と斡旋することはむしろルール違反になりますわ。

委員 誘導的になってしまうというわけですね。

会長 それは議会に圧力をかけると捉えられても仕方のない行為になりますからね。ただ、むしろ直接、市民の権利を行使されるのが筋かと思います。それからもう一つは条例そのものが審議される委員会もしくは本会議をやる場合はですね、事務局としては「この日に審議される予定です」と、皆さんにお知らせするのが最大のサービスやと思います。「いついつここ、席を用意しますのでどうぞお越し下さい。」てなことをやりますと他の傍聴人の権利を妨げる危険性がありますよね。そこまでは斡旋はできないと思います。

委員 ちょっと私があれなんですけど、委員会の傍聴席が非常に少ないんですから、それはやっぱりその。

会長 それは議会事務局を通じて議長に申し出ていただいた方が良いと思います。

委員 あ の、 やっ て は お り ま す け ど。 ま っ そ う い う こ と も ね 実 際、 知 っ て いた だ く 必 要 が あ る と 事 前 に あ る ん じ ゃ な い か と 思 い ま す。

会 長 そ う い う こ と で す の で、 こ の 場 に お ら れ る 委 員 さ ん、 み ん な へ の 呼 び け け を し て、 お っ し ゃ ら れ て い る こ と に し た 方 が い い ん じ ゃ な い で す か。 行 政 事 務 局 に そ れ を 言 い ま し て も、 行 政 事 務 局 そ れ を 言 う 権 限 が な い ん で す。 別 団 体 で す か ら。

委 員 は い、 分 か り ま し た。

会 長 議 会 は 市 役 所 の 所 属 機 関 で は な い の で。 対 等 の 機 関 で す か ら。
そ れ で は 会 議 録 に つ い て は、 こ れ で 良 い と い う こ と で 収 め さ せ て いた だ き ま す。

そ れ で は 2 点 目 の で す ね、 第 3 次 条 例 案 の 全 体 像 が 出 て き ま し た の で、 こ れ に つ き ま し て 事 務 局 か ら 概 略 を ご 説 明 を いた だ い て 皆 様 方 に も う 一 度 で す ね、 子 細 に 渡 る ご 意 見 を 出 し て いた だ け た ら と 思 い ま す。 そ れ で は 説 明 を 事 務 局 に お 願 い し ま す。

事 務 局 か ら 第 3 次 条 例 案 の 説 明 が あ る。

会 長 そ れ で は お 気 付 き の 点 等 に つ き ま し て ご 発 言 いた だ け た ら と 思 い ま す が、 ち ょ っ と 一 点 だ け 先 に 言 っ て お いた 方 が え え かな と 思 う の は。 第 4 条 第 7 号 の 「 対 等 及 び 協 力 の 原 則 」 あ り ま す よ ね、 こ こ 議 論 どう だ っ た かな、 確 認 し た い ん で す が。「 ま ち づ くり は ~ ま ち づ くり を 進 め て い く ~ 」 と 重 ね 言 葉 に な っ て る の、 こ れ は どう で し た か？

事 務 局 そ こ は、 そ の 時 は 言 及 し て な か っ た と 思 い ま す。

会 長 こ れ は 法 規 の チェック で も 引 っ か か っ て こ な か っ た？

事 務 局 は い。

会 長 こ の 「 ま ち づ くり 」 は 片 っ ぽ 余 分 で す よ ね。 こ れ 外 し た 方 が 良 い ん ち ゃ う？ 後 ろ は 外 し た 方 が 良 い で す ね。

事務局 はい。

会長 それではそれぞれお気付きの点、ございましたらご発言下さい。

委員 この第3次の原案ですね、これ、どのくらいかけて協議をするのか、確認のやり方ですよ、それによってこれの検討の仕方が変わってくるのではないかと思うんです。時間をかけてするのか、それとも漏れてるところをやるのか、そういうのがあると思うんですけど。これ、もういっぺん全体を見直して、まああの内容が十分、議事録の内容がかえされてないとかね、そういうのをもう一度きちっと見直して

会長 議事録？

委員 毎回、出てますわね議事録。それが反映されているかということですから、そのへんをもういっぺんきちっと見直すだけの余裕が与えられるのかどうかね。短時間でこの字句だけ見直すのは分かりにくい部分があるよね。

会長 いや、それはもう時間切れ近いと思いますよ。

委員 そうですか？

会長 はい。

委員 だからそのへんはね、あの、あとどのくらいの時間をかけてするんやとか、その次はこういう段階いくんやとかね。そういう計画あれば

会長 それはタイムリミットの問題がありますからね。無制限でやるとは言うてたんですけども、なんぼなんぼでも、もう足かけ2年超えてるからね。どのくらいがリミットですか？

事務局 冒頭からいつの議会に提案するかというのは、この会議の進み次第だと申してますけども、あの、ここへ来て事務者としての我々の立場としての思いで言うならば、この調子でいくと多分、6月議会になるのかなという思いがございます。で、それまでにしなければならぬ

ことは、字句や大まかな訂正をやる、で、その後については、私としてはもうひとつおいて、例えば諸団体にこの原案を配ったり、それから公聴会やらセミナー等でいろいろ話し合い、意見をいただいて概ね固めた中でパブコメという線でいけばちょうど6月くらいかなという思いであります。ですので今、委員さんがおっしゃるように、やればきりがないと思いますので、確かにそうなんですけども、まあ概ね1回目それから2回目、議事録にそれぞれ照らし合わせながら作って参りましたので大きくは外れてないだろうと、ですので今後は特に、議会の方にきっちりと説明をしていく機会を作って、理解を求めていきたいなど。それから何回も言いますが、大まかな団体、自治連合会から障がい者団体から地域も含めていろんな団体があります。商工会もあります、その辺の団体それぞれに原案を渡して意見を聞いていく必要があるのかなと思ってます。

委員　もう1回くらいやるわけ、もう今日で終わりですか？

事務局　今日もし何も大きな意見・変更等がなければ、今日で概ね終わりかなという風に思ってます。

委員　いや、だからそういう団体からの返事とか、パブコメの結果が出た時点でもういっぺんこの会議はないんですか？

会長　これ、パブコメもらった後、どういう風にこの会議で議論します？

委員　またこれ変えなならん可能性だってあるんで。

会長　それはこの委員会の権限ですか？原案を作るところまででしょ。

事務局　そこはあれですね。諮問を受けて答申の結果、どこでその答申なんかというのを決める必要があるわけです。それをこの委員会でこれが答申だという風に決まった段階で手を放れて最終パブコメで吸収するのかしないのかも含めてやった中で議会かなという風に思います。

会長　だから議会に原案を上程するそのとことんまで責任を持つという委員会では僕はないと思うんです。そこまで責任持てないと思うんです

ね。つまり議会に上程する責任は市長部局あるいは市長にあるわけであって、その市長に手渡すまでが我々の責任でしょ。

委員 だからもしそうなった時に、あとは誰がどう扱いますというのが、やっぱり聞かしておいてもらわないと。

会長 参考までに招集してもらって報告を受けるっていう程度やと思いますわ。それに対してNOとか、それはおかしいとか言うて、あのパブリックコメントに対して我々が意見を返す責任はないし、パブリックコメントから出てきた意見をこの委員会でまた作るというのは、それはオーバーワークですよ。そこまでせえと言われる筋も責任もないと僕は思いますけどねえ。どこまで皆さん関わりたいと思ってるかなんですよ。

委員 今まで議論してきたものと大きく変わったりしたら、今までの議論がどう反映しているのかという報告をしてもらいたいです。

会長 どの時点でその報告を聞きたいか、あるいは意見を反映できる余地があるのかということになるわけですけど。

委員 だから相手の答えがでてこない限り、今のところ想像でしかないわけですからね。だからその辺で時間の関係で押し切られるのか、そこから若干、危惧するところなんです。

会長 おっしゃる意味はよく分かるんですけどね、そのことを考え出すと最後まで責任を持たなあかんという決断を下さないかんかもしれません。例えばパブリックコメント出てきたらそれに対する回答を全員が考えなあかんってことになりますね。その上でこちらの思いはこうです。原案はあくまでこうなんだから分かってくれとか、そこまでやるということで腹をくくるかっていうことです。そうするとこの原案策定委員会というのは非常に強いものだとになりますけども、それはそのパブコメをいただいた上で原案にしてかえす。でもそんなの普通、聞いたことないです、そこまでは。普通は市長に

委員 だけどころなのに皆さんが一生懸命にやられて、もしね、もう一度見

直した時に話し合う機会を与えられるかどうかだけ。

会 長 それはその会の性格がどうなるんかというのが僕わからないんですわ。報告会になるのか、あるいはパブリックコメントを踏まえて、もういっぺんここで原案を作り直していただけますかと諮問をもういっぺんかけていただけるのか。それは時間的な制約条件にも関わりますし、だから私もここで軽々にああですわ、こうですわとよう言いません。ただ、気分としてはもう答申原案を作った限り、この委員会としては肩の荷を下ろした方が良いんじゃないかなという気はしますね。あとは委員個々人がその関心をきちっと持ってその策定委員の一人として、こういう思いを持って作ってるんですと市民自信に伝えていくこと違いますかね。

委 員 私が言うべきことかどうか判断がつきかねますけど、委員会で答弁されていたのを私は聞いた限りではだいたい6月に提案をしたいというような、そういう答弁を議会で委員会でされていたと記憶しているんです。

事務局 あのぉ、時期については言ってないですね、まだ。

委 員 言ってなかった？

事務局 言ってません。

委 員 ただ、しかし6月というなんか。

事務局 今日、初めて言いました。

委 員 他のところでもね、6月というんを聞いたんですわ。だからなんかこういう雰囲気ができあがってるかなという印象を持ってたんですけどね。

事務局 私ら常に持ってますので、この会議の進捗を見ながら3月がいいかな、6月がいいかな、9月かなという思いはずっとありましたんで、それが今回、前回いちおう2回目が終わった段階で、まっ3月はちょ

っと早いかなと、6月、9月あたりかなという思いをしてましたので、今回初めてちょっと6月を目指したいなという風に思ってますと答えさせてもらいました。

委員 これが公式やと理解していいんですね？

事務局 はい。

委員 それじゃあ逆算してね、間にどういう手続きがあるのかということをお教えいただけませんか。

会長 僕はそれ分からないですけど。

委員 今、あの事務局の方からありましたけどね、これ市民団体に説明されて、そして修正があればね当然、我々にもそのことは報告してもらわないと駄目だと思います。そして同時に、市長に答申行くわけですから、市長がこのまま受けるんか、あるいは修正するのか、その点もやっぱり我々、知りたいと思います。

会長 最低限、報告はいただけると思いますよ。報告は最低限あると思います。ただ、報告と違ってこういう意見がいっぱい出てきましたと、で、第1段階は各団体に諮ったら、こういう反論も出てきているというのがあって、それをどうしますか、もういっぺん考えてくださいという風に再作業をお願いされるのかというのが一つ目ですね。二つ目は、行政内部で案が固まっていますからこれを持ってパブコメにかけますよね。パブコメにかけたらこんな多分100~200返ってくると思います。その一つ一つに行政当局がきちっと回答を書いていくわけですよ。ものすごい作業です、これ、どこの自治体でも。そのパブリックコメントに対する回答そのものも我々関わるんですかということも問われると思うんです。それは事務局にお願いしますというのなら、実はその時点で答申原案として市長に提出し終えておかないと事務局、作業のしようがないわけですよ。そこもいちいちこっちがお伺いせんかったら書けませんやん言われたら、ほな勝手にやったら怒られるわということになりませんか？でしょ？だからどこかで原案を事務局にお渡ししますというケリをつけておかないと事務局も作業のしようが

ない。ただ、皆さんのお気持ちから言うたら、ある程度の報告なり相談はしてもらいたいという風に私は受け止めているんですけど、その気持ちはよく分かるんですけど、そこで我々がこれにもういっぺん手を入れるというのは許されるのか許されないのか、その位置付けは、はっきりしておかないといつまでもいつまでもここへ持ち帰ってこなあかんということでは前に進みませんよね。だからその決断をちゃんとしてもらわないと、皆さんにも事務局にもということですよ。で、もう一つはこの委員会は条例に基づく委員会じゃないですよ。つまり市長の私的諮問機関なんです、位置付けから言うと。なのでこの委員会との関係は、公式的には市長対私たちの関係なんです、形とすれば。で、しかもそれは条例で担保されてませんから議会は関与してません。

委員 私ね、わりと単純な要望なんでね、あまりそのこの委員会の権限とかね、それからパブコメに参加するんだとか、各団体とか、その次の問題やと思うんですね。我々がこれで2年近くもやってきたわけですから、自信を持って委員会として市長に提出しますという内容をね、やっぱりこれなんだという腹にストーンと落ちるだけですね、これについて見直していただきたいと思うんです。今日いただいて若干、説明いただいてね、これでもうよろしいかと、なかなかそういう風にはなれない。これ2年間の集約ですからね。やっぱりこれまでの議事録とかね、毎回いただいてますよね。そういうなんをもういっぺん見直しながら今までの論議がちゃんと反映されてるわと、それではじめてできるわけだから、今日だけで決めるというのは慌ただしいので、もう1回くらいほしいです。これ今日のは32条になってますよね。前のやつは34条になってますね、削られた部分がすぐには分からないので、もう少し読み直してですね、自分自身も納得してこれでいけるんだというぐらいのものがほしいという要望ですね。

事務局 次回、12月17日とちゃんと会議としてはおさえていますので、今日、渡していきなり、「はい終わりです」というわけにはいかないことは分かっておりますので、来月もやるつもりでありますので、その時に最後の答申案というか、これで固めたいということでもいいのかなと思います。それから先ほど意見のあったスケジュールですけど、6月にするとすれば、6月の中頃に議会が始まりますので概ね1ヶ月前くらいまでには議案としての印刷というか固めていかなければいけま

せんので、法令審査会もごさいますので、それが5月の中頃、だからそれまでにはちゃんとした議案としてできていないといけないということになると、それを5月中頃までにはやることをやっておかななということになると思います。だからその数週間前までにはパブコメも終わってる、そのパブコメの前にも、そのいろんな団体からの意見も聞いている、ちょっとセミナー的なものも1回か2回やってるといようなことになっているのかなという風には思ってます。

会 長 仮に6月という希望的スケジュールをたてて逆算しますと、議案上程手続きが5月上旬ぐらいにはやっておかならんですね。なんぼ遅れても2週間前ぐらいでないと怒られますわな。普通は通常は3週間ぐらいかな。そうすると、5月上旬ぐらい、10日ぐらいか、それ以前に最終パブコメをかけて市民に向けたパブコメの回答も送り、そして原案を一部、微調節するという手続きをするのに最低でもパブコメに一ヶ月半かけますから、そうすると3月の中旬にはもうパブコメがスタートしていないと間に合いませんね。それからさらにパブコメにかける第2次原案といいますか、その第2次原案ができる前に各団体・関係団体とかに配布して意見をもらうなら1ヶ月、そうすると2月ですよ。それから市民に第1次原案を見てもらうためのシンポジウムあるいは討論みたいなことをやるようにするならば、さらに1ヶ月。そこから逆算すると1月中旬には、そういう作業をスタートしないといけないんちゃうかなあという気がしますね。そうすると12月にはもうこっちの原案は策定完了にしておかないと送れないということになってくると、僕は頭の中で今、計算しました。結構、時間かかるんですね。

委 員 あの、事務局にお尋ねしたいんですけど、この委員会は市長の諮問機関やから市長が議会に上げるかどうかやね。そしてこれからいろんなルートに出て行くわけやね。市長の意見がまず出るわけですわね。諮問機関として市長に渡した時に、市長の意見が出て変わるわけですよ。

会 長 変わらんとしますけどね。もういっぺん再諮問をお願いしますという態度に出ない限りは、一旦放した限りは、それはもう言えません。

委員 それはもう野となれ山となれやわ。

会長 それが諮問答申の性格です。それをね最後まで俺たちに責任とらせと、最後まで俺たちが言ったとおりにせえよという権限はないんですよ、実は。

委員 じっと見守るとのことや。

会長 ただ、市長は、条例上の審議会でもなんでもありませんから、その諮問については最大限、きちっと尊重しなければならないという歯止めも何も無いわけですけど、紳士協定として答申は尊重されるものと理解して良いのではないか。だから出された最終原案に対しては、字句の一部微調節はあっても大幅に変わることなんてあり得ないと僕は理解してます。で、今回の法制担当の文字の字句の調整かてこんなゆるゆるの調整しかしてくれてないわけで、そんなに削れとか、これ駄目だとか、そういう政治の判断は入ってませんよね。であって、事実上これ市長の意思やと僕は思います。それ以上にこれはとても持ちこたえられへんというような機関設置とか制約の記述があればそれを判断して、「市長、ここまでいけまっか？」と「大丈夫でっか？」と協議するのは事務局の仕事やと思います。実際にやってると思いますよ。その範囲内で我々はここまでやり遂げてこられたのは、言うなればそういう日常的な意思疎通をやってくださってるからここまで持ちこたえてるわけであって、何もできもせんことを書いたわけやないと思います。だからそれは信頼されたいかがですか？

委員 私、以前に第3次総合計画の策定委員をちょろっとさせていただいたんですけど、その時にもパブコメというのがあったんですけど、そのパブコメたるやつは惨たんたるものだったんで、今回はこれを自治基本条例に対するパブコメに対する扱いをですね、ちゃんとしていただきたいなと思います。で、あのまず見本としては札幌市の策定委員会の扱いが非常に丁寧で、札幌市では2月から3月いっぱいかけてパブコメ集めて条例ができたのが10月ですよ。こんだけの期間をかけるとは言いませんけど、ちゃんとパブコメ集めてそれに対する回答を出して、それから上程といった格好にしてもらいたいと。

会 長 それは勿論そうです。先ほど僕が逆算した計算も全部それを入れてるわけですね。だから最低1ヶ月間のパブリックコメント期間。それに対して締め切り終わった後に、それに対する回答を作って出すのに半月。その原案に対する回答ですね、そうすると1ヶ月半は最低かかるということです。

委 員 だから札幌の状態をちょっと検証してみたいという風に思います。ちゃんとした回答が載ってますんで。

会 長 それは総合計画の時の不信感をお持ちなのは分かりますが、はじめから不信感で考える必要もないんじゃないですかね。

委 員 最初、始まった時に市長の諮問機関というようなことを聞いたかどうか定かではないんですけど、まあ位置付けがどうこうというよりも、いわゆる基本条例の策定ということで集まって作ったという認識です。で、まあこうやって答申案ができた段階で、その後、いろいろ市民に知らせるセミナー、それからパブリックコメントとおっしゃられました。議員さんには示さないことにはあれですけど、まあいろんな意見を聞いたらいろいろ出てくるでしょうけれども、そういうことも引くくめて我々がまあ、「ここ同じようなこと考えておるんやなあ」とか「どうやなあ」という、要は市長の諮問機関、ブレンであるから、そのブレンとしての立場であれば、いろいろな外の人意見なんか踏まえてフィードバックされたものをですね、市長のブレンとして我々がまた見て、どうのこうのとやる、諮問機関としてあるべき姿だと思うんですけど。で、その際、事務局がパブリックコメントを回答するにあたって、またこの委員のメンバーの意見を聞いてということ、そんなことはまあ事務局がやって結果だけこうなったということで報告を受ければですね、ああそうかと、我々と同じように検討してきた部分がやはり皆さん同じようにあるんだとか、いろいろフィードバックできますわね。そういうなことを引くくめて我々の責任感だと思いますけど、ただ単に今、会長がおっしゃったように我々の集まったのはこういう位置付けだから諮問機関だから答申これですて終わりですよと、後は野となれ山となれ、てな従来の考え方か知らんけども、そんなもんじゃなくて少なくともこうやって集まって1年2年こうやってきたメンバーがですね、最後までという形で、

会 長 そうしますか？

委 員 それの方がええと思います。権限どうのこうのいうよりも、いわゆる検討したことに対して他の人がどのように思うのか、それに対して我々の見識もあるだろうから、ブレーンとして立ち回ったらいかがかなと思いますな。

会 長 だからそうしますか？決断を皆さんに迫ってるんです。

委 員 私はそう思いますという意見を言うておるんです。

会 長 いやいや、私はそれは大変な重たい責任を背負うことにもなりかねへんからご覚悟はよろしいですかとさっき議論したんです。

委 員 先ほどパブリックコメントということで不信感を持たれてると言われましたけど、

会 長 「不信感」なんて言ってませんよ。

委 員 公聴会みたいな形でどこかにペーパー置いておいて閲覧して、ほんでまゝ意見があったら書くようなものだと思いますし、どの程度、本気で書いてくれる、そこまで言えませんが、まゝそういういわゆるステップを踏むだけのもんでもある部分あるかと思います。そんなに考えるものでもないですし見識ある意見が出たならば、それに対してどうやというフィードバックもらえれば見る。市長に対して「ここはこう言うところけども、こうこうの方がよろしい」ような形までの作業含めてやる方がベターだと思いますな。

会 長 皆様のご意見いかがですか？この委員会の位置付けというのがどうも推進執行機関あるいは啓発母体になるべきだという部分も一部含めて最後まで責任を持つべきちゃうかと。むしろ監視をし、原案が棄損されることなく全うされるべくお付き合いするべきだという風な意見が今出てると思うんですね。しかしそれは果たしてそこまで担いきれるのか、ある程度の役割としてはこういう原案を作った段階です、市長にお渡しして、市長部局の中でそれを責任持って処理して

もらうのを見守るのが、本来のこの委員会の役割ではなかったのかなと思うので、だからそれをこの場合ですね、はっきりさせておかないと、いつまでもいつまでもですね、責任が付きまとう危険性も出てくる。その辺のところをもう少し鮮明にするべきではないのかなぁと思うんですけどね。

委員 例えば諮問機関だから市長に答申をしてしまえば、それで一切お役目ごめんということになる。そして市長がこれを議会にかけていくために、パブコメかけたり、各団体へ説明をするというようなことになるわけですね。その中でいろんな意見が出てくると思うんですけど、我々これ 2 年近く携わってきて、やっぱりその 32 条ですか、なかにはいろんな意見をまとめてきた経過がありますわね、で、いろんなおそらく議会にかけたりパブコメかけたりして、いろんな反対意見も出るだろうし、様々な意見が出ると思うんですね。それに対してどう、じゃあ策定委員会こういう議論が出てこうなったんですよというこの説明とかね、そういうなもの全部、事務局でやるのか、それともここに参画した策定委員も含めてですね、そういういろんな機会があるのか持てないのかというあたりが、

会長 だから、ごめんなさい。あの議論なんべんも同じこと皆さん話してはります。あの、ごめんなさいね。はっきりしとかないかんと思うのは、この委員会の役割として、先ほど確認しましたように市長の要綱設置ですよ、に基づく私的諮問機関であることは事実なんです。で、その役割は自治基本条例原案を作ることなんです。で、原案を作った段階で私たち委員としての責任はそれで完了するわけです。ただ皆さんの思いとしては行く末を見守りたいという気持ちがある。その気持ちを担保するためにはどんな方法があるのかというのを私は考えてるんですけど、そこんどこ勘違いされていて「最後まで責任をとるべきだ。だから審議会の仕事、終わってない」という風におっしゃるならば、「どの時点で答申原案はできるんですか？」と逆に聞きたくなるということを私言ってるんです。パブリックコメント終わって、パブリックコメントの返す意見まで私たちが作って行って最終原案、議会に上程する原案まで代わりにお作りするのがこの委員会の仕事だという風におっしゃるのならば、その責任は全うできますが、とんでもない重労働を背負うことになりかねない。その任には私は堪えられな

い思います、はっきり言いまして、おそらく200も出てくると思いますよ。

委員 前に住民自治協議会の話が出た時に思ったんですが、このことについてどうこうということをごここで決めるのは僭越^{せんえつ}であるという風にはっきりと思いましたがですね。ですので、そこを決めて、私たちが決めたものに市長も議会も従わないかんとというようなことは、はっきり思ってないですね。今、言ってることはそれに抵触するにございますので、市長の権限というか執行権として諮問したものに対して市長のお考えを足されたり削ったりするのは別に構わないと思います。そういうものだと思います。私はこの間、大和郡山市の自治連合会があったので雰囲気を見て住民自治協議会のことを言おうかと思ったんですけど、とても言う雰囲気ではなかったです。やはり、その言葉が出た時に感じた心の中のこと、ごく普通の主婦でございますけれども、ごくまともなものであったんだなという風に思っております。簡単にこの言葉使ってますけど、そんなもんじゃないと思ってましたね、ここにおられる方は随分たくさん経験を積んでリタイヤされてる方、多いわけですからこのことが簡単にいくと思うこと自身がちょっと違うんじゃないかと思えますね。

委員 私もこの流れでこの委員会で案ができたなら、それはそれで仕事は終わりやと思ってます。ただそのパブリックコメントが求められる、その回答が出る、で、その事を加味して最終原案、議会に上程する最終原案が役所の方で作っていただけだと思います。ただその時点でパブリックコメント及びその回答それから最終案を1回だけでよろしいんでここへ集まって報告を受けるといような形にさせていただいたらそれでいいんじゃないかと、そこで我々がその案に対してどうのこうのいうことは言おうとは思いません。ただ報告を受ける会が1回ぐらいはあってもいいんじゃないかと。

会長 はい。分かりました。じゃあこの件ではちょっと時間をかけ過ぎてますので、いったんお諮りします。まず、今日はまだ、この条文に関する細かいお気付きの点のご意見いただいてません。ですのでこれをまずいただくというので今回、費やしていきたいと思えますし、次の12月で最終原案という形で「もうこれで確定だぞ」ということのご

承認をいただく会議にしていこうかと思えますんで、もう1ヶ月ですね、今日いただいたご意見を踏まえて、持ち帰りいただいて、よく子細に見ていただきたい。ただ12月においてですね、もういっぺん手戻りするような議論はもう辞めたいと私は思います。「そもそもこの条文、元に戻せ」とかですね、いうことはほぼないだろうと、そのくらい議論は尽くしたと思います。ですのでそれを持って成案にすべく目標を立てるということ。それからパブリックコメントにかける以前の市長原案がこういう形になりましたというのは皆様方に文書もしくは最終原案ということでお手元に送っていただく。それからパブリックコメントを踏まえて最終確定議案とする最終原案ですね、出す以前の段階でもう一度、出していただいて市長さんと意見交換会でもしたらどうか。まあそれはあくまで市長の思いを語っていただくことと、皆様方のここまでやってきたご苦労等、思いを伝えていただく、何とかな、意見交換会という位置付けやったらどうかとこう思いますがいかがですか、行政の方は？

事務局 はい。

会長 そういうことでよろしいでしょうか？ 異議なし

ですので、もう一度何といたしますかね、念押しするわけじゃないですが、この委員会の性格として単なる諮問答申審議会的な運営をしてこなかったのは事実です。どっちか言うたら条例ができてから後もね、一人一人の市民の皆さんに伝えていただく、言うてみたら自治基本条例の精神の推進役みたいにもなっていたきたいという思いで運営していることは事実ですから、皆さんが最後まで見届けたい、関わっていきたい気持ちを持たれるのは当然やと思います。ではあります、それをですね、最後の最後まで諮問答申、諮問答申でやりとりしてるんでは、いっこうに前に進まんという危険性もありますし、もう一つは皆さんに及ぶ責任の重さというのが私は想像している以上に重たいもんがかぶってくる危険性があると、それは危惧してるんです。ですので、ある程度の段階になったら行政にですね、責任を移転された方が処理は非常に良いと思ってますので、その方向で皆さんもご同意くだされば嬉しいなあと思ってます。そういう経験、私もありますんで、最後の最後まで付き合わされて3年も4年も経って「あんたが作ったんやろ」とか言われたことがあります。それは全ての関わった委員が言

われました。ものすごい糾弾会みたいになったことあるんですよ、最近。じゃあ実はその条文、私作ったわけじゃないんです。ブロックで分けたんですけどね。でも「起草委員の一人に名前を連ねている限り、責任あるやないか」と言われたことがあります。これはやっぱりまずいなというのが私の今の実感なので、それは直接責任を負うというのはやっぱりあまりにもリスクが高い。しかし意見は十分集約できてると思いますんでね。議論も尽くしてきました。だからその皆さんの議論、意見の集約、あるいは議論の積み重ね、熱意のこもってる、心がこもっているということは十分、伝えていただけるし、それをもって市長とのですね、気持ちの交換、意見の交換をしてということができると思いますんで、その方向で臨みたいと思います。

副会長　今の会長の進め方というかご提案で良いと思うんですが、もう一つね、今のスケジュールでいけば12月17日で原案が確定して市長さんにお渡しすると、で、そこから事務局の方で作業が始まってですね、うまくいけば6月議会にかけられると、僕はやっぱり、自治基本条例を作ってきたわけですが、これをもってスタートするんですね。それがスタートなんで、これをもって大和郡山市のあり方を変えていくということが始まるわけですよ。で、その点、例えば手元に審議会資料で公募の話ありますよね、これないんだよね、ほとんど。これ審議会を変えていく作業があるというように次々に大和郡山市の仕組みを自治基本条例に基づいて変えていかなきゃいけない。そういう点で、自治基本条例を制定した後のね、作業をそれぞれ市民参加でやっていかなきゃならないので皆さんで是非ご参加いただきたいし、こうやってみると公募の委員ありというのが4つしかなくて、そのうち3つは僕が関わってる。で、ほとんどの人、公募の委員と一緒に議論したことがないんですよ。そういうような、文化というのか、郡山なかなかできてないんでね、やっぱりこれ早めにね、きちんとやっていく必要があるんで、そういう点で6月頃できればね、そこでスタートラインにつく。その場合、市民が責任を持って参加していく。そのためのリーダーみたいになってもらいたいですね。で、そういう点ではできれば6月にやりたいなと私は思います。

委員　関連してですけども、岸和田市の方からご説明いただいた時にですね、こういうお話がありました。委員会のやり方はまたちょっと多少

違いますので、それは置いといて、その中でいろんな議論してフォローアップの委員会を作ってその見守りをしたというお話がありました。中身は会長の方が詳しいんですけど、皆さんの今のご意見はそういうイメージにつながるかですね。副会長の議論にそういうことにつながればこの委員会の効果もあるので、それをちょっと参考までにちょっと教えていただけたらと思って。

会 長 あ、岸和田のフォローアップの委員会というのはこの条例でも設定されてるんです。第32条のですね、「別途、委員会を設置する」というのがそれですわ。「委員会の組織、運営に関しては別に規則で定める」になってますが、これは日本で初めてこの自治基本条例の推進監視委員会みたいなのができたのが、滋賀県の米原市です。それ以後の自治基本条例はこういう自治基本条例の推進、進捗度を測っていく、見守り委員会みたいなものを持つのが今の通例になってますね。だからそれだと思ってるんですね。それプラス、実はこういう風に関わってくださった自治基本条例策定委員会のメンバーさんも実は実質的な監視委員なんですよ。なので条例が施行されてから後もいろんなシンポジウムしていかなあかんと思います、副会長がおっしゃられるように。で、その時に、この中の何人かの方がですね、私はこういう思いでこの条例作ったんですと、この条例がもっている、まだこれから乗り越えていかなあかん課題にはこんなんがあるんですねとかいう話をね、実はこの委員さんの中からしゃべっていただかなあかんと思ってます。そのような催しをですね、次々とやっていかなあかん。そのための有力な良い人材集団でもあるわけです。なのでそういう形での関わりもしていただかなあかんだろうと私は思ってるんです。

委 員 岸和田の場合は、この策定委員会の方がその種のもをもう既に作ったというイメージで話しておられたんですけども、そんな感じでしょうか？

会 長 いや、だからこの委員会ですわ。この委員会じゃなくて推進審議委員会ですね。だから当然、この策定委員会のメンバーから何人かが選抜されて、その審議会の中に入ってるでしょうし、勿論、その全員じゃないですよ、そのうちのなんぼかはまた公募で入ってくるとか、あるいはその市内の有力な市民公益団体も入ってくるとか、自治連合会

代表も入ってくるとかしてバランス良く構成せなあかんと思います。

副会長 生駒市の場合、6月に自治基本条例作りしました。で、8月ですかね、市民自治推進委員会というのを作って、昨日も2回目やってたんですけど、これは10名のうち6名は策定委員会に関わった方々で、あと自治連合会の会長であったりという形で、まだ議論の範囲が決まってないですけどね。

委員 基本的には市民にどうやってこれをおろすかということが一番大事なところになるんで、いろんな形で動きをしないとですね、要するに行政だけに任せておいたら不十分なところが出てくると思うので、そういう機能を持った組織があると良いなという気はしますね。

会長 それは、制度的にはこれで担保できたと私は思ってるんです。ただね、今、副会長がご紹介くださった生駒市の市民自治推進委員会、これは条例に基づく自治基本条例進捗状況の監視・推進委員会なんですけども、昨日かな、4つ仕事をしないといけないことを確認しました。1つは、さっきちょっとご紹介ありました生駒市でも住民自治協議会を作るってことが決まったんですけど、それは現場では大変な不安とですね、混乱が起こり始めてると、「早くその指針を示してほしい」「どうしたら作れるのか」「作る場合と作らん場合でどうやねん」というのが、自治連合会中心に非常に悩んでおると、これを早くですね、ものさしを作ってほしいと言われてるので、それを市民自治推進検討委員会でいっぺん審議しましょうというのが決まりました。2つ目は行政から出された資料の「参画と協働に関する原則」がどれぐらい施行されているのかということを経験的に報告をもらいましたが委員の受け止め方としては「不十分である」「これでは進んでいるとは言えない」というので、もう一度、調査のやり直し、それと検証をやるうということはある程度、言いました。それから3つ目が条例に基づく各条例の総見直し点検作業をやってほしいと言ってましたので、その点検作業の結果報告を受けました。で、その結果、自治基本条例の原則、あるいは基本理念に反する条例があったかどうかに関しては現在のところ、なかったと聞いております。で、条例に抵触するような条項を持ってる条例も今のところは見当たらない、しかしですね、委員公募等の原則に関しては一部まだ未達成のものもあるように思うの

で、1, 2年の期間をかけてこれについては改正すべく働きかけていきたい。つまりちょうど、今日だされた審議会・審査会の資料と同じですね。これについてはまだ完全にできていないということは認めています。法律に基づいて公募なんかとともあり得ない審議会もあるので、それは除外として認めると、このぐらいかなり厳しい議論をしています。非常に良く頑張ってくれている生駒市役所なんですけど、参画・協働の原則に基づく行政改革、あるいは市民へのそういう制度参加に関しては思うほど進捗していないという判断を示しました。だからそういう審議会になるわけです。だから行政にとってみたら、良い意味では後押ししてくれる委員会にはなりますけど、場合によっては手強い委員会になる可能性があります。

委員 文章を直してもらいたいところあるんですけど、今言ってもよろしいでしょうか？

会長 ああ、もうそこ入ってください。はい、結構です。

委員 前文ですがここですね、「地域の歴史・文化、自然、環境との調和」と書いていますよね。これについて歴史・文化、自然というのと環境のものさしがちょっと違うと思うんですね。環境といった場合、歴史・文化も含んでしまうんですね。で、前にちょっとあれなんですけど、ここをですね要するに「地球環境、自然環境、生活環境、文化歴史環境との調和」としたら良いんじゃないかという意見。それで最近、この地球環境というのはすごく重要視されてきてると、ただ地球っていうんで我々、意識的にですね、あんまりなじみがないですけども、意外と生活の中でね、日常の生活の中で注意していかなきゃならんと、で、地球環境、自然環境、生活環境、文化歴史環境、これは進化の順番なんですよ。で、その流れで書いてという意見であります。

会長 そういう見識をお持ちの市民がどれだけ多数おられるかということですね。う～ん。他ご意見ございますか？

委員 言うてはること分らないでもないけど、今、会長がおっしゃったように難しすぎてね、それを言うとな、ちょっと難しすぎて、小学校・中学校の子にも分かるようにと僕、思ってますのでね、普通のように、

まあ「地域の歴史・文化、自然、環境との調和」と、このままの方が自然に取り入れられるのかなという気はしますね。言わはることはよう分かるけどなあ。あまり細かいことを書くとね、かえって意味がとれなくなるから、平坦な言葉といたらなんか語弊があるけど。

会 長 それはね、実はね、すいません。議論としては手戻りなんです、すみません。議論として手戻りの議論なんです。実は最初にいただいているご意見の中にね、「ただ単に環境というだけでなく、地球環境、自然環境、生活環境と入れては」と、ちゃんと意見としてお出しになってるんですよ。これらも踏まえた上で、この文章に収束したという経過があります。それでもまだ納得いかんというご意見だと思うんですけど、なので、他の方のご意見を聞いてみようということになってるんですね。私はむしろそういう縦軸の概念と横軸の概念が並列に並んでるからこういう問題が起こると思うんです。自然と文化というのは対立概念なんですね。文化は自然に対抗する概念ですから、文化環境もあれば自然環境もある。そういう取り方をしていくならむしろ環境をとってしまふことになってしまわんかなと、反対にね、ややこしいから。そうするとここで残せとするならば、ここで言ってる環境って何を意味しているのかをまた特定せなあかん。そうするとここでは人工的な環境も自然環境もみんな含んでるわけですよ。だからあえて言うならより良い環境との調和ということなんでしょうね、ここでは。優れた環境とか、そういうことなんでしょうね。だから地球環境という意識でいうのはここでは自然に入ってると思うんですわ、ここでは。

副会長 まっいずれにしても前、確かに議論でたんですよ。かなり時間かけて議論したんですよ。

委 員 前に議論してるのにね、もういっぺん蒸し返すなと言われてるわけや。だから、あんたそりゃ具合悪いわ、はっきり言うて。前に議論してるのに蒸し返すなと言われて、まだ議論するというのはね、ちょっとおかしい考え方が。

委 員 いや、だからここで言ってる

委員 いや、だから前に議論してるのを今、議論しないでくださいという、みんな認識があるのに、あなた一人がね、前に戻ってこれを言うのは具合悪いと言うてるわけや。もういっぺん蒸し返すなと言われてるわけ

会長 まあまあ。

委員 まだ分かりませんか？

委員 あのね、ここで言ってるのはね、

委員 いや、あなたの言っておられることはね、自分は正しいと思って言っておられるかしらんけども間違ってるんです、それは民主主義に基づいて。前にあなたの言った問題は、前の議事録にも載ってるし、みんな何時間もかけてここで話して、これにまとめるわけですよ。それをひっくり返すようなことをまたやったら、もういっぺん2年やらなあかんことになるねん。だからそれ駄目ですよ、その話は。そんな話を持ち出してもろたら前にいきませんよ。

副会長 議事録に残ってますんでね。

委員 もういっぺん議事録、読んでくださいよ。

会長 あの、もういっぺん経過を言いますとね、ちょっと不十分かもしれませんが、最後の方に「歴史・文化・自然」となってたと思うんですけど、「平和」も入れたらどうやとかいう議論もあってその中で、「環境」を入れてほしいというご意見があったんですね。これは他の委員さんからもありましたので、なので「環境」をあえて入れたんです。ただ、それを入れたのは結構やけど、ただ単に「環境」というだけじゃなくて「地球環境、自然環境、生活環境」という風に入れてみてはどうかというご提案なさったんです。で、そのことも議論した上でやっぱり環境でええんちゃうかと収まりがついたと僕は理解してますのでね。だからこの議論はちょっと手戻りではないでしょうかと申し上げたんです。むしろそこで概念的にそういう風にちょっと違和感が出てくるという原因を考えると、歴史、文化、自然という概念のうち、

文化と自然は対抗概念です。で、歴史も文化の一部概念ですよと、それに対して環境というのは実はこれと並列する概念じゃないんですね。全てを包摂するenvironmentですから、空間概念ですね、私たち全部を取り巻いてる。だけど環境とあえて入れた理由は、地球環境を大事にすべく大和郡山市民も頑張ろうよという意思表示を、ここに盛り込めたらという思いでここに入れたわけですから、それはやっぱり残した方が良いなあという決断だったと思います。ただそういう全部並べんと絶対におかしいでというなら、逆に環境を外した方が収まりが良いんですよ。歴史も文化も自然も守ると言うたら、自然を守る言うたら地球環境を守ることにもつながりますから、だからその議論になると環境を逆に外さなあかんことになるから、あえて残そうというふうに僕は思ってたんですけどね。そんなことでご承諾いただけたらと思います。むしろここでね、あえて言いたいのは、「歴史・文化、自然、環境」いうのはやっぱり収まりが悪いので「歴史、文化、自然、環境」にしてもうた方が良くないかな？

委員 その方が並びが良い。

会長 並びが良い。美しい。

副会長 やっぱりちょっとつまづくもんね。

会長 はい。他なにか、今の話でも別に構わないですよ。お気付きの点とかございましたら。

委員 第4条「まちづくりの基本原則」の第7号「対等及び協力の原則」の中でですね、「国、奈良県等」の「等」を抜きましたとご説明がありましたが、それ「等」を抜いてしまうと協力と連携するのは国や奈良県だけになってしまいますね。それは本当にそうだったのかなと、他の近隣の地方自治体とかそういうのがあったので、こういう「等」という言葉を入れていたんじゃないかと。これ抜いてしまうとやっぱりおかしいのじゃないかなという風に思うんですけど。

会長 それ、おっしゃること最もですよ。広域連合とか入ってきますよね。

事務局　そうですね。ただ第30条のところ、「国及び他の自治体等との連携」ということになってますので、その部分で他の自治体等との連携を図りましょうということで、「対等」というところがありますので、その部分でいうと「国、県」と対等だという意味合いでした方が分かりやすいのかなということで「等」をとったんですけども。

委員　しかし、近隣都市もありますしね。県ばかりでなくて他の市もあれば

事務局　ですから第7号のやつは「対等」の立場で、実際に国、県といますとどうしても市から見ると上の機関という位置付けがある中で、あえて対等に連携協力しようという意思表示は国、奈良県やと、それ以外の分については第30条のところ「他の自治体等」という中で、奈良県も他の市町村も、他の都道府県も入ってるというような意味合いでとってるので、あえて変えさせてもらったという意味なんです。

会長　はい。分かりました。

副会長　特に、市の職員向けやね。

委員　第22条の「行政手続き」で、なんか企業を中心とした表現、いわゆる「処分」とかね、以前のやつは「許認可の申請、法令に基づいた申請等」と、いわゆる住民票とか戸籍謄本とかの手続きについて迅速にというような意味合いで、両方含めなければいけないという観点からすれば、なんかその企業に対する処分、行政指導、行政よりの表現になり過ぎておるんじゃないか。むしろ、それに市民に近い許認可申請とか、まあ単なる申請とかそういう表現も中にある方が広く捉えた表現になるんじゃないかという意見ですけどいかがですか？

会長　それはね、許認可申請だけでは駄目なんですわ。許認可申請という元の原案はね、行政手続条例の本来あるべき範囲をカバーしてなかったんですよ。「行政処分」というの方が正しいんです。処分というのは権利を与えたり、義務を課したり、反対に、権利を剥奪したり、義務を解除したりすること全部指しますねん。「許認可」というのは権利を与えることしか指さないんです。だから本来の正しい用語に変え

たということだと私は思います。

委員 しかしまぁ住民票とかそんなんは、こういう行政処分に入るんです？

会長 住民票の交付は、準法律的行政行為ですね。だから行政手続法の対象になりません。

委員 入らんですか？

会長 はい。行政手続条例の対象にもなりません。

委員 ほな、住民サービスのことは一切ここでは触れてないということ？

会長 いわゆる給付行政とか、何というか不完全な行政行為、行政処分は入りません、この条文の対象には。それはいわゆるサービスとってもらったらいい。

委員 しかし、この基本条例の中に入るものは、市民生活におけるあらゆるものを掌握したものであるべしと捉えてたんですが。

会長 あらゆる行為ではありません、行政処分は。自治基本条例はそうですよ、第23条はそのうちの、権力行使にあたる部分についての条例なんです。

委員 そういう表現になってますからこそ言ってるんですけど。

会長 だから、私が言ってることを聞いて下さい。処分という言葉は、法律用語なんです。ところが許認可は、処分の中のある一部分しか指していないから不正確なんです。そのことを法規は気付いたんですわ。私はこれでもええかなぁと思ってたんですけどね、やっぱり「許認可の申請等」では甘いんですわ。

委員 しかしその住民票とか戸籍謄本なんかにこだわりますけども、住民が普段の生活の中でのそういう行為は迅速に行ってもらいたいですけど。

会 長 それは別の条文で書いてあります。

委 員 それは書いてあるから特に明記する必要なしと。

会 長 例えば、何々の使用を禁止するとか、あなたはこの施設に立ち入ってはいけませんとか、あるいはあなたの税金を強制徴収しますよとか、差し押さえしますよとか、そういうことに関しての条文なんです、これ、この第22条は。それ以外はちゃんと「適正なサービスをしなければならない」というの他の条文で担保されてるんですよね。行政手続条例というのは権利を与えたり奪ったり、義務を課したり解除したりすることを適正にやらなあかんよという、ですから今言うてるように、「行政処分」というのが正しい言葉なんです。

委 員 しかし、「市政運営」の中で、総合計画から財政、行政評価、外部監査と、私が言う簡単な

会 長 それは行政手続じゃないんです。

委 員 基本条例の外にあると？

会 長 第22条の外にあると。

委 員 いや、私の答えになってないのは、この基本条例というものは、そうしたものも全てひっくるめて述べておるものとすれば、他のどこに書かれてるんやという、他のどこに書かれてるんですか？

副会長 第12条の「市職員の責務」なんかそうでしょう。

委 員 目的、定義や基本理念そんなところに書いてないですよ。それから市民の権利、責務とか書いてない。議会の中にも書いてない。

会 長 ちょっとね、きちっと理解していただきたいことがあります。

委 員 ああ、理解していないということですか？

会 長 はい。そうです。申し訳ない。あのぉ、日常用語として理解してはるんです、「行政処分」という言葉を一般用語として。違うんです。ここでいうてる「処分」というのは法律用語を使ってるんです。「行政処分」という正しい法律用語なんです、裁判でも使われる。だから行政処分の対象にある行為をやる時は行政手続条例をちゃんと適用しますよという補助条項なんですよ。「なんで私がこんな風にしてね禁止されるんや」「なんで私の税金、強制徴収されるんや」ということに対して異議申立した時に、手続条例に基づいてちゃんと段取りができるようにしてあげますということですよ。それ以外はサービス行政なんです。だからサービス行政はちゃんとね、速やかに迅速にしかも公平に公正にやりましょうとここに書いてあるわけです、他のところに。行政手続に関して国は行政手続法という法律をもってやっ取るんですね。だから自治体は行政手続条例で国のやる行政処分以外の自治体としての行政処分については適正にやりなさいといってるからここでそれを担保してるわけです。ところが前の許認可^{はんちゆう}だけでは行政手続のね、範疇を漏らしてるんじゃないのということで行政処分という言葉に戻したってことでしょ。

委 員 ほな、これで全部、補完できるわけですか？

会 長 はい、そうです。

事務局 ちょっとだけ私の立場として。住民票とか戸籍とかいうのは例えば、第12条の「市職員の責務」の中であつたり、第5条の「市民の権利」の中であつたり、かなり大きな意味で「行政サービス」とか「公正なサービス」というような形で書いてありますので、その辺で包括されるとご理解願いたいと思います。

委 員 それは私に対する答えとして分かり易いです。

会 長 あのね、分かり易くなるためにはね、むしろ旧のねB案というのが分かり易いと思いますわ。「市民の権利利益を保護するため、市民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導等を公正に行わなければならない」になっておるんですね。これがむしろ元の趣旨に近いんです。

委員 そうそう、その方が良かったんやけどやな、それを細^{こま}こお、「市民の権利の利益を守るため」とまとめてしもてん。

委員 「処分」がきついなあということだね。

会長 だから「処分」がきついなあということで、「許認可の申請等」でやろうとしたけども、やっぱり法規はこれでは甘くて「訴訟対抗ちょっとできへんのちゃうか」とちょっと不安になって元の「処分」という言葉を復活させたということです。いわゆる行政法学でいう「行政処分」という言葉は、民法でいう「法律行為」を意味します。「法律行為」というのは法律効果を発揮する行為をいうわけであって権利・義務に変動を生じる行為をいいます。それを生じない行為を事実行為とかいうんですけども。で、今、お話があった住民票の申請、これは公証事務ですから行政処分ではないんです。権利を与えたりするんじゃない、ただ証明してあげますよいうだけのこと、こういうのを不完全行政行為と言います。だからこれ行政手続法の対象外やったね。こんな法律議論をするつもりはなかったんです。

副会長 ただ本当はこの処分行為というかな、これも本当は議論しないといけない。これあと条文の説明やな。解説が必要なんで、元々の原案の時は付いてたからね。わりと分かり易かったんだけど。原案の解説がないと市民には伝わらないということ、だからその辺はちょっと宿題やな。

会長 解説はいつぐらいできるかな？

副会長 パブコメが終わってからくらいじゃないかな。

事務局 議会に条例を提案する時に、印刷する前の原本ですけど、それに付けて、で、通った段階で印刷という形になるかなあ。

会長 解説の原案いうのも、ここで審議すべきやろ？

事務局 そうですね、見ていただくことになると思います。審議というか、確認していただくことに。

会 長 審議ってというのはおかしいな。参考意見を述べられる。

事務局 そうです。

副会長 これ、参考にしてくれっていうのやね。

会 長 まあやっぱり解説は、いりますよね。

委 員 これ、会長、話戻るようで申し訳ないんやけどね。来月ね、これで僕らも最終答申ということで市長に出しますわな。要は大学まで子ども出して僕らの役目でっせ、それでいよいよ就職して歩いていきよると。で、僕らは横で見とってね、一人前に育てたなあと。皆さんの意見、聞いてたらね、「石あるからけつまづくな」とかね、「ちょっと川あるから橋架けてもらわな渡られへんで」とかね、そういう思いを僕らあまり言い過ぎるんやなしに、そのさっきちょっと言ってたように腹ドキドキさせながらね、見ていくと。それによって郡山市の状態というか、僕らの思いで作った条例がね、どういう風に育っていくんか。郡山市民の民主主義の度合いっちゅうんか、理解度の問題とか、いうことはね、全てこの6月議会にかけて通るか通らんかしらんけど、なった時点で僕らのところに全て返ってくるわけや。だからその後ろでなんか発表会の時に手たたくことぐらいしかできへんという風に感じた方がええんですか先生。

会 長 まああの手放してしまったら、あとはそうですね。

委 員 12月で手放すんでしょ？

会 長 一旦は手放します。

委 員 一旦とかいうからややこしなるんちゃうの？

会 長 一旦というのは、原案としてはお渡しします。残る作業は、解説文に対して意見を述べるとか、それから最終確定原案になりましたという報告をいただくとか、そういうことはあると思います。

委員 だからひょっとしたら変なところってやね、市長が変えるとかいっても黙ってみてなしゃあないですか？

副会長 自分で立てやということ。

委員 ねっ、自分で立てやということですね。

会長 いや、そういうことです。そんなところまで我々がね、ここでこけたらあきませんかとか、それはちょっと行き過ぎですわ。

委員 先ほどの「他の自治体等」の「等」というのが気になるんですが。

委員 まだ、引っかかるの？ほな、「他の自治体等」って入れたって。入れても問題はないんでしょ？

委員 第 30 条を見てたんですけどね、どこにも「協力してやりましょう」という風には

委員 いや、それはね、副会長が言うてはるようにな、あれは自分らのために書きよったんやってちょっと皮肉で言うてるやん。あの事務局のためにしよってん。「ワシら職員は国の下のもんでもないし、」3割自治って言われてるからな、「県の下でもない、市の職員としてアンタらと対等ですよ」ということをやな言いたいわけや、市の職員として。だからここ強^{つよ}う言うとするわけや。だから僕ら市民のためにしてんのちゃうねん。自分らのために書いとんねん。これな、僕ら市民が関係ない、じっと見て考えてみ。将来にわたって僕らあんまり関係ないよ。一番関係あんの^{つよ}は交渉する市の職員なり市長やわな。応援歌やわな。

副会長 郡山に関わって委員会やってて痛感してるんですよ、これ。「国がまだお決めになってませんので」と。

委員 アンタの言うてることよおく分かるし、なんで「等」消すんやと思ったよ。この「等」は他の天理市とか桜井市とかそういう人達のことやと思ったんやけど、副会長が皮肉っぽく言うたことで俺よお理解できたわ。これ、このままの方が面白いねん、と僕は思うよ。

委員 文章としては片手落ちになってる。

委員 うんうん。そうよ。でも面白いやない？

会長 まっこれは法制の判断に委ねた方がええんちゃいます？あってもなくても私は実害がないと思いますけど。

委員 そうやねん。そうやねん。俺はそう思う、実害ない思うねん。

委員 実害のない話なんですけど、ただ整合性がとれんなという。

会長 第30条との整合性はあまり問題はないと思うんですけどね。前もこれ議論しましたよね。第30条と第4条ね、ちょっと重複せえへんかという話ありましたよね。この第4条の方は、「対等」というところに重きがあって、第30条の方は「自治体だけじゃない、むしろ民間機関とか大学、NPOとも関係する話であるので」という、だから「連携」に比重を置いている。そういう意味では別に齟齬^{そご}はきたしていないので、これはいかがですか、もう法制の判断に委ねられたらいかがですか？ 異議なし

会長 他、どうですか？

委員 前文から今までいろいろ激しい議論があったと思うんですけど、法の解釈に関して付属のというか解説文付けるかどうかという話があって、1月中旬に市民にセミナーして2月中旬に団体向けに説明というところにも解釈文を付けるのであれば今年の12月にはある程度、解釈文を出してもらいたいなっていう、基本条例と解釈文の一对でパブコメという。

会長 パブリックコメントでは一对というのが普通ですわね。

委員 それやったらやっぱり来月に見させてもらいたいなと。

委員 徹夜しても間に合わんの。

会 長 ええ時期ではあるけどな。作業量がしんどい。最初に解説文作ってましたやん？あのへんでええんちゃう？

委 員 別にいいんじゃないですか、完璧じゃなくても。

会 長 うん。荒っばいもんでもええと思う。

委 員 ねっ、考え方だけが分かれば。

委 員 できる範囲にしとこうや。

会 長 そんなに難しい条文てのは、わずかしかないと思うんです。ほとんど実際に読み下していったら、だいたい分かりますやん。だからちょっと解釈このとこきちっとしとかなあかなというのは、概ね全体の3分の1か4分の1程度やと思うんですね。「ここで言ってる は を指します」とかね、言うとかないかんのは、例えば今さっきのちょっと言葉引っかけられて当然と思う「処分」という言葉も「なんや、首を切るような」、ここで言う「処分」というのは行政法学でいう行政行為イコール行政処分ということに準じて処分と言ってますと説明したらいいわけや。

事務局 来月にそれを出せと言われるときついです。

会 長 そしたらパブコメ以前の段階での報告会程度のところを出していただくようにお願いしますわ。はい、そうだと思います。私もパブコメに出す時は解説文付いてる方が市民も答えやすいと思います。

はい、他にございませんか？よろしいですか？

はい、それでは一旦ここで議論を打ち切ります。12月段階でこれです、最終成案とするかどうかもう一度ですね、皆さんの最終的なご意見をいただいて完全成案としたいと思います。で、今も話に出てきましたように解説文は、12月段階ではちょっと無理なようですけども、パブリックコメントに付する以前にこの委員会の方に解説書付きでご報告いただけるということです。それからその報告は文書の配布でも構いませんが議会上程までには1回こういう形で全員、集まって市長との意見懇談会を持ちたいということが皆さんのご要望だっ

ことでお伝えいただけますか。それでは本日、大変、実りのあるご議論でした。

事務局 一つだけすいません。あのう、毎回毎回、議会で総務常任委員会のところでこの策定委員会の進捗を報告してます。で、次の12月議会の総務常任委員会で進捗を報告するんですけども、もうこの段階で一応、今日お示したものができておりますんで、全文をコピーして総務常任委員会に配りたいと思います。配って報告ですけど、こういう形でできましたということで、議会にこの素案というか原案、それを出して、それなりの報告だけはしたいなという風に思っておりますので、それだけ報告しておきます。

会長 はい。ありがとうございます。なお、副会長からもお話がありましたように、この条例ができあがるということが仕事の終わりではない。実はこの条例ができた後、この条例にそぐわないような仕組み、あるいはルール・慣行は残っていないのかということの総ざらいチェックをしていただかなくてはなりません。なぜならば最高規範ですから。ですのでそれに基づく条例の点検、あるいは参画協働システムの開発あるいは徹底、この審議会・審査会等の資料についてもですね、これ副会長からご指摘があったんですが、一般公募ありが4委員会しかないけれども他に一般公募入れられる委員会たくさんあるはずではないのかという風なことも全部点検していただくことになります。それから各条文ごとに委任規定になっております個別条例も作っていただかなくてはなりません。で、その個別条例を作るにあたってはですね、各担当部局の方でまた再び一般公募による条例策定員会が作られるかもしれません。つまり、仕事は無限にいやっというほど広がっていくのです。そのことを皆様方はご理解いただいた上で行く末を見守っていただきたいと思います。で、ずうっと関わりたいというお気持ちも私は非常にありがたいと思うんですけども、大和郡山にとって、実は末広がりには仕事は広がっていくんですということで、ある意味です。皆様方それぞれがどれかの委員にまた応募していただいたら、まだまだ関わりを持っていくことはできると思いますので、もうあと一息ですのでがんばっていきたいと思います。じゃあどうもありがとうございました。

以下余白